

いこーよジャンル定義



アクトインディ株式会社

2020年10月19日制定



『釣り』

魚類を釣ることを楽しむことのできるスポット





- ①『生体の魚類を釣ること』を目的として
- ②『整備・管理・運営されている』もしくは『施設管理者が①の目的での利用を認めている』
- ③『常設運営されている(冬季のみ・夏季のみも可)』施設

➡に該当する施設が『釣り』ジャンル



①『生体の魚類を釣ること』を目的として

- ➡ 『生体の魚類』→生きている魚類
- ➡ 『釣る』→魚類を採捕するために釣り糸・釣り針、釣り竿等の道具と、餌、疑似餌を使い自らの手で魚類を採捕することを指します。

デジタルを駆使した生物の映像投影(プロジェクションマッピング・VR・AR等)はNG

- ➡ プロジェクションマッピング・大画面で、魚を映して、釣りの疑似体験ができる
- ➡ VR・ARで魚釣りの疑似体験ができる





②『整備・管理・運営されている』もしくは『施設管理者が①での利用を認めている』

- ➡ 『整備・管理・運営』→『生体の魚類を釣る』ために、施設側が特別に設備を整え、利用者がすぐに利用できる状態で施設を運営していること。
- ➡ 『施設管理者が①での利用を認めている』→主に自治体が管理する自然公園・臨海公園等の公共の施設で、一般利用客に対して『釣り』での利用を認めている場合の事を指します。

釣りが禁止されていない河川・湖・海岸について

- ➡ おでかけスポットとして、場所の特定が出来ないため、『いこーよ』では、釣りが可能な河川・湖・海岸は『釣り』ジャンルとして認めておりません。
- ➡ 但し、該当の河川・湖・海の『漁業協同組合』『漁業権者』が、『遊漁券・釣券』等一般利用客が釣りをするために料金を徴収し、一般利用客が釣りを楽しむ為に魚の放流等を行っている場合 該当のエリアを施設詳細文に明記の上、『釣り』ジャンルを認めます。



③『常設運営されている(冬季のみ・夏季のみも可)』施設

➡ 『常設』→常に設けてあること。

※ 基本的には『期間限定』での施設ではなく釣りが出来る施設として運営されていること。

冬季・夏季などの季節限定での運営が認められる例

➡ 魚の旬の時期のみ、遊漁(※)を認めている場合



➡ 冬季期間のみ行われる氷上のワカサギ釣りなど



※ 遊漁…漁業を生業としていない人が営利目的ではなく、レジャー目的で釣りを行う事を指します。



釣りの定義に当てはまらない例

➡ 『釣り道具』をつかわない、魚のつかみ取り



➡ 金魚すくい、メダカすくいなど『釣り道具』ではなく『紙ポイ』を使用する場合

